

## 第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）に係る

### 応援事業表記，シンボルマーク及び後援名義使用取扱規程

#### （趣旨）

第1条 この規程は，第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）（以下「湖沼会議」という。）の開催にあたり，第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定める湖沼会議に関する応援事業表記，シンボルマーク及び実行委員会の後援名義を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規程において「応援事業」とは，湖沼会議周知イベントなど湖沼会議に関する事業を実施しようとする者が実施する湖沼会議関連事業をいう。

2 この規程において「シンボルマーク」とは，実行委員会が定める湖沼会議シンボルマーク（図形）をいう。

3 この規程において「後援」とは，後援を受けようとする者が実施する事業において，実行委員会が当該行事を外部的に支援するものを対象とし，後援名義の使用が湖沼会議を周知するなど湖沼会議開催に寄与すると認められる事業を行う場合に，実行委員会が申請に基づいて当該事業の支援者として単に名を連ねることをいう。

#### （応援事業の表記）

第3条 応援事業を実施・周知するときは，事業名又は事業名以外の目立つ箇所に「第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）応援事業」又は「私たちは第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）を応援します」のいずれかの表記をすることを必須とする。

#### （使用承認権限の行使）

第4条 第2条及び第3条に規定する応援事業表記，シンボルマーク及び後援名義については，実行委員会が使用承認権限を有し，自ら行使する。

#### （使用及び使用料）

第5条 応援事業表記，シンボルマーク及び後援名義の使用について，公共目的のみ認め，その事業内容が次の各号のいずれかに該当する場合，実行委員会

会長（以下「会長」という。）は使用させることができ、その使用料は無償とする。

- （１）湖沼・河川の水環境保全活動等又は湖沼会議の開催に寄与すると認められるとき
- （２）湖沼・河川の水環境保全活動等及び湖沼会議に関する啓発内容を掲載すると認められるとき
- （３）湖沼・河川の水環境保全活動等又は湖沼会議に対する理解や周知を図るため、その周知資料等を展示するものと認められるとき
- （４）実行委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき
- （５）その他会長が湖沼・河川の水環境保全活動等又は湖沼会議開催に寄与すると認めるとき

（申請及び報告）

第 6 条 応援事業表記、シンボルマーク又は後援名義の使用申請をしようとする者は、あらかじめ「第 17 回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦 2018）に係る（応援事業表記・シンボルマーク・後援名義）使用申請書」（様式第 1 号）をもって会長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- （１）共催市町の湖沼会議実行委員会等が使用するとき
- （２）国、地方公共団体及び茨城県が使用するとき
- （３）保育所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に掲げる学校が使用するとき
- （４）報道機関が報道、広報の目的で使用するとき
- （５）事業を実施する者が茨城県における平成 29 年度世界湖沼会議市民活動気運醸成事業費補助金交付要項及び平成 29 年度世界湖沼会議気運醸成事業費補助金交付要項に基づき補助事業の申請を行い、補助金の交付決定がされた事業に使用するとき
- （６）その他会長が特に認めたとき

2 湖沼会議協賛企業等については、別に定める。

3 第 1 項の規定により承認を得た者及び第 1 号から第 3 号、第 6 号のいずれかに該当する者が、応援事業表記、シンボルマーク又は後援名義を使用したときは、各年度終了後 30 日以内又は事業終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに「第 17 回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦 2018）に係る（応援事業表記・シンボルマーク・後援名義）使用報告書」（様式第 2 号）を会長に提出しなければならない。

(使用及び承認)

第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) 湖沼・河川の水環境保全活動，湖沼会議の品位を傷つける又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 応援事業表記，シンボルマーク，後援名義を正しい方法に従って表記及び使用しないとき
- (3) 営利目的で商品，景品，広告宣伝等に使用するとき
- (4) 自己の商標や意匠とするなど，独占的に使用する，又は使用するおそれのあるとき
- (5) 法令，公序良俗に反する，又は反するおそれのあるとき
- (6) 特定の個人，政党，宗教団体を支援し，又は公認しているような誤解を与え，又は与えるおそれのあるとき
- (7) 事業目的及び使用目的が明らかでないとき
- (8) 湖沼会議協賛企業等の協賛権利を侵害するおそれがあるとき
- (9) その他会長が不相当と認めたとき

2 前項の規定による承認は、「第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）に係る（応援事業表記・シンボルマーク・後援名義）使用承認書」（様式第3号）をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 応援事業表記，シンボルマーク又は後援名義を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し，承認条件に従うこと
- (2) 使用権を第三者に譲渡し，又は転貸しないこと
- (3) 定められた色，形等を正しく使用し，規格外の展開など応用使用はしないこと
- (4) シンボルマークを使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし，完成見本の提出が困難なものについてはその写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 使用承認された物件について，商標又は意匠登録の出願をしないこと
- (6) 当該物件の使用にあたっては，事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故，苦情等が発生した場合は，誠意をもって必要な措置を講じた上，直ちに会長に報告すること。なお，当該物件を原因とする事故に対しては，実行委員会は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更等)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとする場合は、直ちに「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)に係る(応援事業表記・シンボルマーク・後援名義)使用内容変更申請書」(様式第4号)を会長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の使用内容変更申請書を受け、内容の変更を承認するときは、「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)に係る(応援事業表記・シンボルマーク・後援名義)使用内容変更承認書」(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。

3 使用者が、事業を中止しようとする場合は、直ちに「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)に係る(応援事業表記・シンボルマーク・後援名義)使用事業中止届出書」(様式第6号)を会長に届出なければならない。

4 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

第10条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第11条 会長は、応援事業表記、シンボルマーク又は後援名義の使用が、この規定又は承認内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該承認を取消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による承認の取消しは、「第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)に係る(応援事業表記・シンボルマーク・後援名義)使用承認取消書」(様式第7号)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認を取消された者は、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により当該承認に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該承認に係る物件を回収しなければならない。

5 会長は、承認を得ずに応援事業表記、シンボルマーク又は後援名義を使用している者又は使用しようとしている者に対して、応援事業表記、シンボルマーク又は後援名義の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置を取ることができる。

6 実行委員会は、前各項の規定による承認の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第12条 実行委員会は、この規定による申請及び届出に要した費用、実施に係る経費、役務等を負担しない。

2 実行委員会は、応援事業表記、シンボルマーク又は後援名義の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この規定に定めるもののほか、応援事業表記・シンボルマーク及び後援名義の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。